

Ⅰ 計画の概要

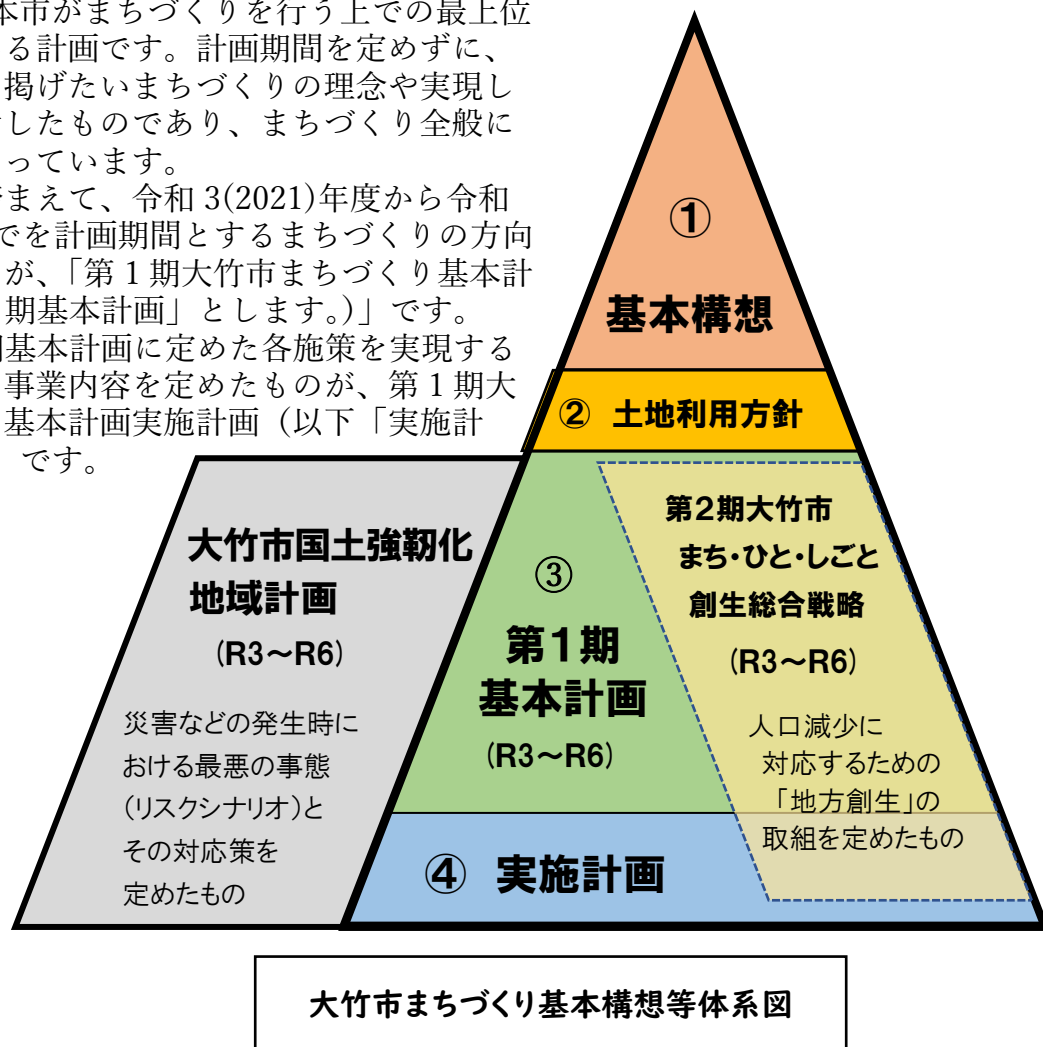
i はじめに

《実施計画の位置づけについて》

大竹市まちづくり基本構想（以下「基本構想」とします。）は、本市がまちづくりを行う上での最上位に位置付けている計画です。計画期間を定めずに、将来にわたって掲げたいまちづくりの理念や実現したい将来像を示したものであり、まちづくり全般にわたる内容になっています。

基本構想を踏まえて、令和 3(2021)年度から令和 6(2024)年度までを計画期間とするまちづくりの方向性を示したものが、「第 1 期大竹市まちづくり基本計画（以下「第 1 期基本計画」とします。）」です。

また、第 1 期基本計画に定めた各施策を実現するための具体的な事業内容を定めたものが、第 1 期大竹市まちづくり基本計画実施計画（以下「実施計画」とします。）です。



①基本構想：令和 3(2021)年 3 月策定
計画期間：定めていない

②土地利用方針：基本構想が掲げる「未来にあふれる「8 つの幸せ」」を具現化するための土地利用に関する方針

③第 1 期基本計画：令和 3(2021)年 3 月策定
計画期間：令和 3(2021)年度から令和 6(2024)年度まで

④実施計画：令和 3(2021)年度から毎年当該年度版策定
計画期間：令和 3(2021)年度から令和 6(2024)年度まで※
※令和 6(2024)年度は、令和 5(2023)年度までの総括を行い、第 2 期大竹市まちづくり基本計画実施計画策定

ii 実施計画について

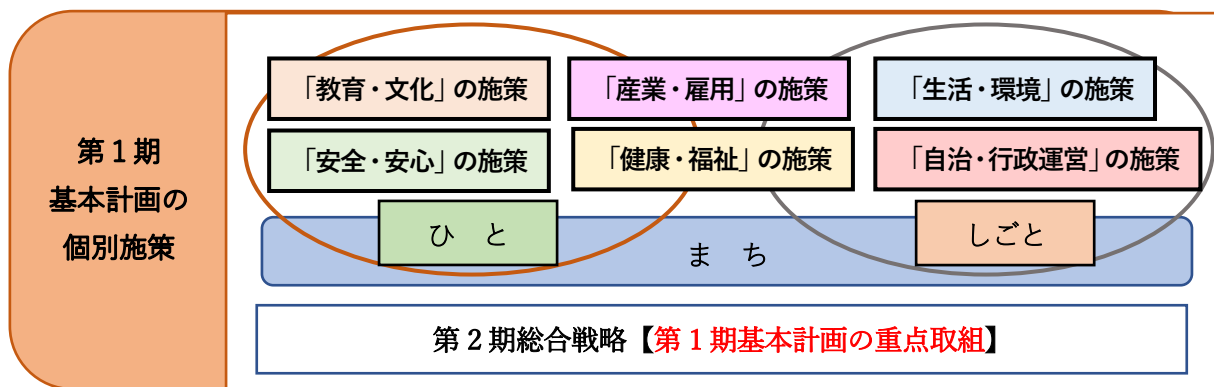
実施計画では、第1期基本計画に掲載している主な事業及び令和4年度に新たに取り組む事業の計画期間における具体的な取組内容と事業費、数値目標などを定めています。また、これらの事業は、第2期大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期総合戦略」といいます。）に該当する事業や、大竹市国土強靱化地域計画（以下「国土強靱化地域計画」といいます。）に関連する事業も含まれます。

なお、第1期基本計画の計画期間の最終年度である令和6(2024)年度末まで、毎年度実施計画事業の検証を行い、その検証を踏まえて翌年度以降の事業の見直しを行うとともに、令和6(2024)年度には第1期基本計画の総括を行い、これらを基礎として次期大竹市まちづくり基本計画の策定に繋がります。実施計画は、次年度以降の予算編成の基礎資料として活用します。

iii 第2期大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係について

第1期基本計画は、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が掲げる4つの基本目標と2つの横断的な目標の考え方を踏まえた第2期総合戦略と一体的に策定し、第2期総合戦略の「まち」「ひと」「しごと」の各基本目標を実現するための施策を重点取組として位置付けています。

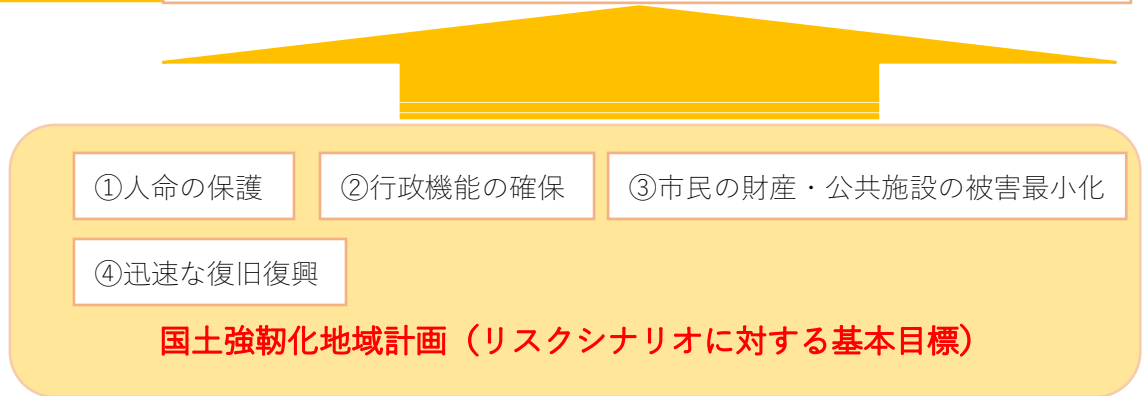
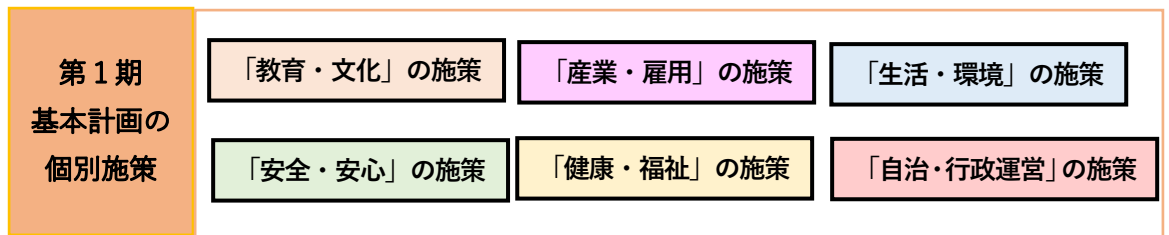
このことから、実施計画では、「まち」「ひと」「しごと」の創生に効果があると考えられる事業を重点事業とし、アイコンで示しています。



iv 大竹市国土強靱化地域計画との関係について

国の「国土強靱化基本計画」や「広島県強靱化地域計画」との調和を図りつつ、基本構想及び第1期基本計画が示す将来のまちの姿や取組の方向性とも整合した、分野ごとの取組を横断的・網羅的に整理するための計画として、国土強靱化地域計画を策定し、その別冊として当計画が掲げる「起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」といいます。）」への対応方針に該当する個別事業一覧を作成しています。

実施計画では、事業に対応するリスクシナリオを示しています。



v SDGs（持続可能な開発目標）との関係について

SDGsとは、**Sustainable Development Goals**（持続可能な開発目標）の略で、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択され、令和12(2030)年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

SDGsの達成には企業、NPO法人、市民、地方自治体などの関係者全員が連携することが重要であり、特に経済・社会・環境の3つの分野の統合的な取組が必要とされています。この考え方は、基本構想・第1期基本計画・実施計画がめざす方向性とも合致することから、SDGsと第1期基本計画・実施計画の個別施策を関連付けています。

